

第 5 節 第 1 号被保険者の保険料

1 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額になります。

従って、区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることとなります。

2 第 4 期介護保険料について

第4期では、第3期に比べて給付費が増えると見込まれる要因がいくつかあります。

今後も高齢化がすすみ、要介護認定者が増加することでサービスの利用量が増えること、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や認知症グループホーム、特別養護老人ホームを整備することで、その施設を利用する方が増えること、医療制度改革の一環で、医療療養病床を利用していた方が新たに介護保険サービスを利用すること等が挙げられます。

また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第3期は19%でしたが、第4期は20%に改正されることが予定されています。

これらのことは、介護保険料を上昇させる要因となります。

給付費の増加要因

- ・ 要介護等認定者の増加（平成 19 年 10 月実績、10,840 人 平成 23 年 10 月推計、11,755 人）
- ・ 地域密着型サービスの整備（小規模特別養護老人ホーム 29 人、グループホーム 72 人、小規模多機能居宅介護 200 人）
- ・ 特別養護老人ホームの整備（81 人）
- ・ 医療制度改革に伴う老人保健施設利用者の増（80 人程度）
- ・ 第 1 号被保険者の総給付費負担率が 19% から 20% へ

これらの給付費が増えると見込まれる要因を勘案して、平成21年度から3年間の利用見込量から介護サービスにかかる費用を粗く推計したところ保険料試算のもととなる総給付費は、第3期の約468億円から約514億円に増えると推計されます。

粗い推計によれば、3年間の介護給付費は約514億円

現在、平成21年度にむけて介護報酬の改定が検討されていますが、その具体的な単価等については未定です。この介護報酬の改定は保険料の算定に影響を及ぼします。

また、第3期では、保険料の余剰が見込まれます。この余った保険料を介護給付費準備基金に積み立て、20年度の総給付費の見込みが確定した段階で、この余った保険料を繰り入れることにより第4期の保険料を下げることを予定しています。

現時点では、上記のように保険料に影響を与える不確定な要因がありますが、3年間の介護給付費の約514億円から導き出される第4期の介護保険料基準額は、概ね月額4,900円程度になると思われます。

今後は、介護報酬の改定内容や確定した第3期で余った保険料を繰り入れて、再度の推計を行い、最終的な保険料を確定します。

現段階では第4期の保険料基準額は、概ね月額4,900円程度と想定
保険料に影響を与える新たな介護報酬が未定
第3期で余った保険料を繰り入れて保険料を下げることを予定

最終的な保険料は再計算が必要

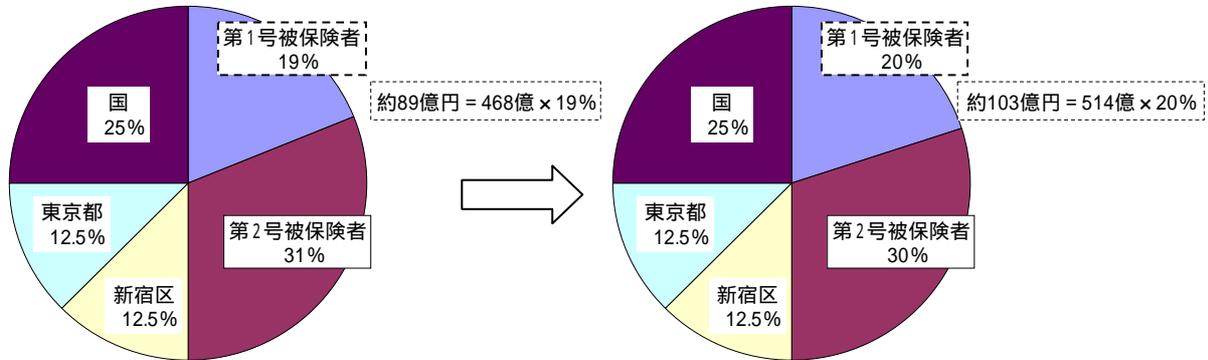
介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行なうことにより、通常、初年度に計画期間に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

〔 介護保険の財源構成 〕

第3期 給付額 約468億円

第4期 給付額 約514億円



〔 給付費推移 〕

	第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)
計画値	332億円	416億円	468億円	514億円
対前期に対する増加率	-	125.3%	112.5%	109.8%
実績値	270億円	391億円	-	-
対前期に対する増加率	-	144.8%	-	-
計画値に対する 実績の割合	81.3%	94.0%	-	-

3 第4期の保険料段階について

介護保険料については、収入に応じた負担とするため保険料体系を次のように設定します。

非課税層への対応

第1段階、第2段階については、第3期の保険料と同額になるよう、負担軽減を図ります。

・非課税層への軽減措置（第3期保険料と同額の2,150円）

区の特別対策

第3期に引き続き、第3段階のうち、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方の保険料につきましては、第2段階と同様に、第3期の保険料と同額になるよう、負担軽減を図ります。

・第3段階の公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方への軽減措置（第3期保険料と同額の2,150円）

第4段階における負担軽減

第4期においては、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置は平成20年度で終了することを受け、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者が保険料軽減措置を講じることができるようになりました。そのため、これに該当する方については、保険料基準額に対する負担割合を1.00倍から0.80倍に軽減します。

・第4段階で年金収入金額等が80万円以下の方への軽減措置
負担割合 1.00倍 0.80倍

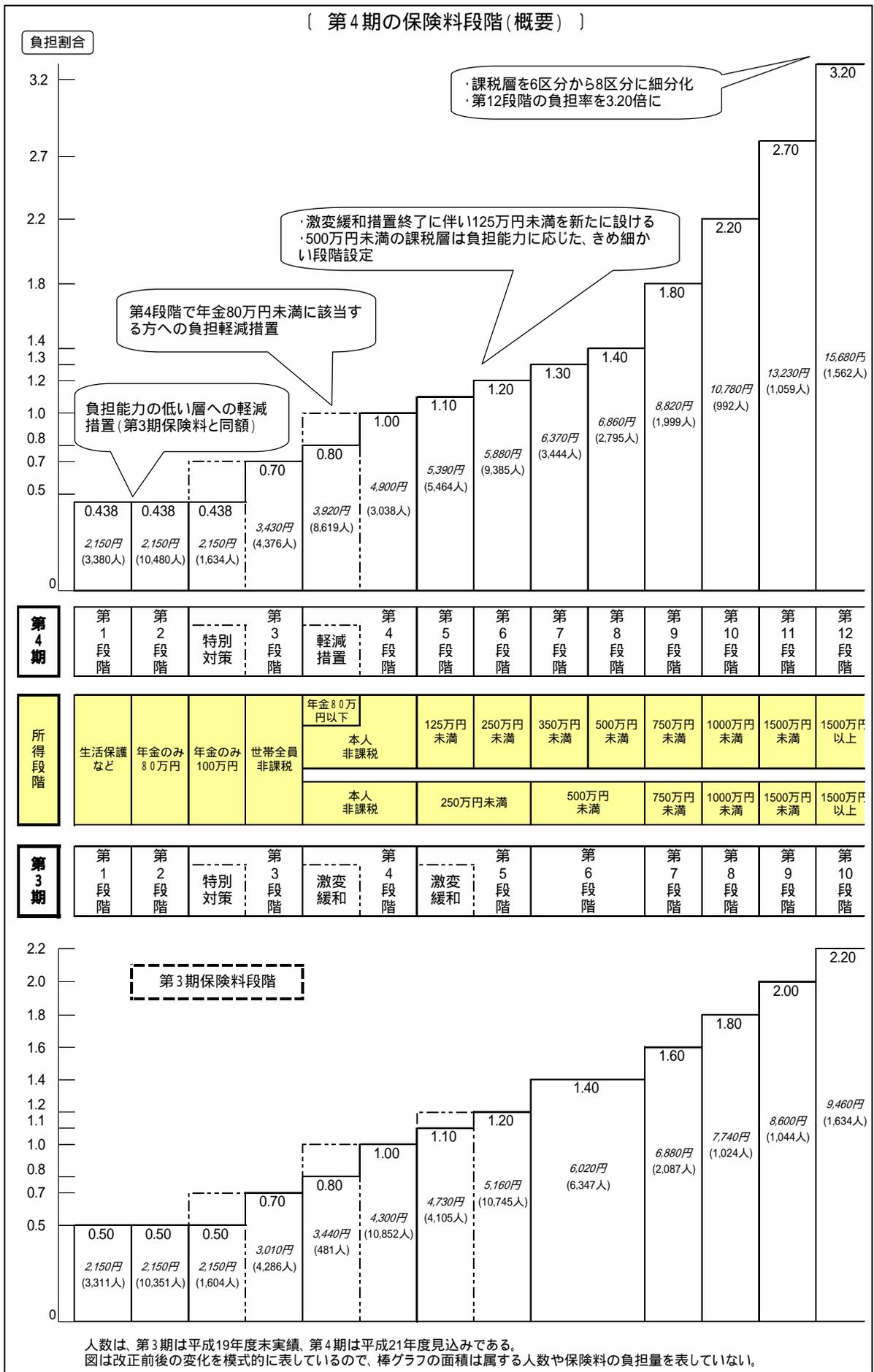
課税層の所得段階の細分化

第3期では第5段階に設けていた税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、それに対応するため、125万円未満の区分を設けます。さらに所得額500万円未満の区分に350万円未満の区分を設け、より負担能力に対応するために、課税層の区分を細分化して、第3期の6区分を第4期では8区分にします。

また、500万円以上の区分では保険料基準額に対する負担割合を増やし、負担能力に応じた負担割合とします。

- ・ 第5段階の激変緩和措置終了 125万円未満の区分を設定
- ・ 課税層の階層 6区分 8区分に細分化
- ・ 負担割合 負担能力に応じた負担割合

第4期の保険料基準額を、介護報酬の改定や準備基金の繰り入れを想定せず、概ね4,900円とした場合の例示



第6節 低所得者への対応

1 特定入所者介護（支援）サービス費

居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（支援）サービス費等として保険給付します。

〔 利用者負担段階と特定入所者介護（支援）サービス費 〕

単位：月額

利用者負担段階	対象者	食費			居住費			
		基準額	負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費	基準額		負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室	3.5万円 5.0万円	1.0万円 1.5万円	2.5万円 3.5万円
					多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室	3.5万円 5.0万円	1.3万円 1.5万円	2.2万円 3.5万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	5.0万円	1.0万円
					ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
					従来型個室	3.5万円 5.0万円	2.5万円 4.0万円	1.0万円 1.0万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合

は、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

2 高額介護サービス費等

1か月に受けた介護サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護サービス費等として支給します。

〔 高額介護サービス費等 〕

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で 15,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	個人で 15,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	世帯で 24,600円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で 37,200円

3 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額を行います。

〔 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減 〕

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下 ・自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者の場合は、本人負担は2分の1

5 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階第4段階の場合でも、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

6 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、17年4月1日から、さらに5年間延長しています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることのないよう負担軽減措置を設けています。

7 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円を上限とした食事費用を助成します。

8 高額介護サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護サービス費等の利用者負担限度額、高額介護サービス費等の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。